



10月1日から全国一斉開始
「赤い羽根」共同募金運動
 にご協力を

寄せられた募金は、民間の社会福祉施設などに配分され、身近な地域福祉活動、在宅福祉サービスなどに有効活用されます。

今年もみなさんのあたたかいご協力をお願いします。
昨年度の市内募金総額：

2,719,852円
問合先 泉佐野市社会福祉協議会 (☎464・2259)



愛ちゃん と 希望くん



©中央共同募金会

10月23日～29日
放置ボンベ撲滅週間
 ありませんか
 あなたの周りに放置ボンベ



ごみ置き場や建設現場、空地などに投棄されているボンベや、長期間使用されていないボンベは危険です。ボンベの中には、高い圧力のかかったガスが入っています。ボンベが錆びていたりすると強度が低くなり、少しの衝撃で破裂する恐れがあります。みなさんの身の回りも、今一度確認してください！
発見したら：

- ボンベが錆びていたり、変形していたら絶対に触らない
- ボンベに表示されている電話番号へ連絡する
- 所有者不明や電話番号が表示されていない場合は、泉州南広域消防本部に連絡する

連絡・問合先 泉州南広域消防本部 予防課 (☎469・0119)
 Fax 460・2119

10月1日は

浄化槽の日

浄化槽は微生物の働きによって生活排水をきれいな水にする装置ですが、維持管理が適切に行われないと水質が悪化したり、悪臭が発生したりすることがあります。浄化槽の管理者には、「保守点検」「清掃」「定期検査」が義務付けられています。ルールを守って、浄化槽が機能を十分に発揮できるように正しい使い方と管理をお願いします。

浄化槽を撤去するときは、内部に残存している汚泥などの処理が必要ですが、これは市の許可を受けている業者にしかできません。不適正な処理を行うと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に違反する行為（不法投棄）となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）に処せられます。必ず市の許可業者に依頼してください。

問合先 環境衛生課



かんくうNEWS

■KIXエアラインマーケット2017

10月29日(日)、関空展望ホール「Sky View」で「KIXエアラインマーケット2017」を開催します。

今までありそうでなかった、飛行機や航空関連グッズのフリーマーケットで、お宝グッズをお持ちの人も、お探しの人も必見のイベントです。ご自宅に眠っている航空関連の部品・用品・模型・おもちゃなどが思いもかけない掘り出し物になるかも。現在出店者を募集中です。出店をご希望の人は日本スワップミート協会までお問い合わせください。また、関空旅博でおなじみの「ジャンク市」(ミニ版)も同時開催します。航空会社のオリジナルグッズなどが手に入るチャンスです。みなさんお誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

問合先 日本スワップミート協会 (☎06-6312-2220)
 ホームページ <http://swapmeet.ne.jp/>



10月は

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間
 ～なくそう部落差別調査！～



条例啓発
シンボルマーク

この条例は、部落差別事象の発生を防止し、基本的な人権を擁護するため、部落差別を引き起

こすおそれのある個人および土地に関する事項の調査、報告などの行為を規制しています。
 ● 差別につながる個人調査や土地調査の依頼はしない！
 ● 依頼があっても調査報告はしない！

問合先 人権推進課



平成30年度入学予定者 就学時健康診断

来春、小学校入学予定の児童を対象に健康診断を実施します。実施日・場所など詳しくは、9月に郵送した通知をご覧ください。

対象 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの市内在住児童

問合先 学校教育課



応急手当普及員講習会・再講習

応急手当普及員とは、主に事業所や防災組織などの構成員に対して、普通救命講習および救命入門コースの指導を行う人です。

自身の所属する事業所などで、応急手当の普及啓発が必要な人や、各組織で防災業務を担当されている人などの受講が推奨されます。

※認定されると、指導した救命講習などの受講者に対し、泉州南消防組合が発行する「救命講習修了証」を交付できるようになります。

バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が善意で実施した応急手当については、基本的にはその結果責任を問われることはないと考えられていますので、みなさんの力でたくさんのバイスタンダーを育成しましょう。

日時 11月14日(火)～16日(木)
午前9時～午後5時

※再講習は、16日(木)午前9時～正午

場所 泉州南広域消防本部5階研修室（泉佐野市りんくう往来北1番地の20）

対象 次の条件を全て満たす人
●泉州南消防組合管内（泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）の在住・在勤・在学者

●泉州南消防組合管内施設における応急手当の指導を行う目的である

●過去に普通または上級救命講習の受講経験がある

定員 20人（先着順）

受講料 無料（指定の教材など）
「4,500円程度」が必要
申込・問合先 10月23日(月)～11

月13日(月)の平日午前9時～午後5時30分に電話、FAXで泉州南広域消防本部 警備課（☎462・1080 Fax460・2119）へ



※受講者には認定証を交付

もう住宅用火災警報器は設置されましたか？

泉州南消防組合管内では、平成28年中に20件の火災が住宅で発生しています。

すべての住宅で、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。昨年、火災の被害にあつた住宅の中には、この警報器が設置されていないものがありました。警報により火災を知らせ、逃げ遅れを防ぐとて有効な警報器であるため、設置していれば被害が少なく済んだかもしれません。まだ設置されていないお宅は、火災から自身や家族の大切な「命」を守るため



にも、すぐに設置しましょう。すでに設置されているお宅は、「いざ」という時のために住宅用火災警報器がきちんと作動するか点検してください。

問合先 泉州南広域消防本部

予防課（☎469・0119 Fax460・2119）

【お詫びと訂正】

広報9月号8ページ「9月10日～16日は自殺予防週間」の記事に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

「フリーダイヤルの電話相談」

●自殺予防いのちの電話（誤）☎0120-738-556

↓
（正）☎0120-783-556

問合先 健康推進課



わくわく！大阪産直売所めぐり

～南大阪地域農産物直売所合同キャンペーン～

南大阪地域の直売所で、買い物1,000円につき1つ進呈されるスタンプを5つ集めて応募すると、各直売所から季節の農産物やお米、加工品など、素敵な賞品が当たります。

「味覚の秋」「収穫の秋」を体感できる農産物直売所へ、ぜひお越しください。

期間 10月7日(土)～11月30日(休)

場所 JA大阪泉州農産物直売所「こーたり～な」(松風台) など、南大阪地域の農産物直売所 (11カ所)

応募 直売所などで配布する応募用紙にスタンプを5つ集め、必要事項を記入し、各直売所に設置した応募箱へ

主催 農産物直売所連絡協議会

問合先 府 泉州農と緑の総合事務所 (☎439-3601)

※当選者には来年1月に通知します。



市の奨学金へ

寄付のご協力を

市では経済的な理由で子どもたちが進学をあきらめたり、学校をやめたりすることがないよう、国や府の奨学金制度を補う市独自の奨学金制度を設けています。

しかし、制度の活用希望者は年々増加し、対象であっても、多くの子どもたちを不採用とせざるを得ないのが現状です。

一人でも多くの子どもが奨学金制度を活用できるよう、みなさんからの寄付を募っています。ご協力をお願いします。

問合先 学校教育課

戦没者追悼式

先の大戦により死没された人びとに対して追悼の誠を捧げ、恒久平和への願いを込めて開催します。参加者全員で献花を行う予定です。

※個別の通知は行いませんので、直接会場へお越しください。

日時 10月27日(金) 午前10時～

(受付…9時30分～)

場所 エブノ泉の森

レセプションホール

問合先 障害福祉総務課

第10回

戦没者遺族の特別弔慰金

請求がお済でない人へ

期限を過ぎると受給する権利がなくなり、請求に必要な戸籍書類の準備などに時間がかかる場合もありますので、未請求の人は早めに手続きをしてください。

内容 額面25万円

(5年償還の記名国債)

対象 戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日に恩給や遺族年金を受ける遺族がいない場合、弔慰金受給権者、戦没者等の子・兄弟姉妹・戦没者との生計関係が1年以上ある三親

等内親族などで請求順位の優先する遺族1人

請求期限 来年4月2日

請求・問合先 障害福祉総務課

※詳しくは問い合わせてください。



戦没者遺骨の

DNA鑑定の実施

戦没者の遺留品などから遺族が推定できる場合に、遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合は遺骨を返還します。

沖縄県の10地域(*)で収容

された戦没者の遺骨について、遺族だと思われる人からの申請を受け、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所などの情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合、DNA鑑定を実施します(記録上

の死没場所と実際の死没場所が異なる場合などもありますので、迷う人も申請してください。 ※必ずしも期待に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(*)10地域…真嘉比(那覇市)、幸地(西原町)、大里字高平(南城市)、経塚(浦添市)、前田(浦添市)、伊原(糸満市)、米須(糸満市)、喜屋武(糸満市)、真壁(糸満市)、具志頭須武座原(八重瀬町)

問合先 厚生労働省社会・援護局事業課(土・日曜日、祝日除

く午前9時30分～午後6時 ☎03・35595・2219)

※詳しくは大阪府および厚生労働省ホームページをご覧ください。 くれ、問い合わせください。



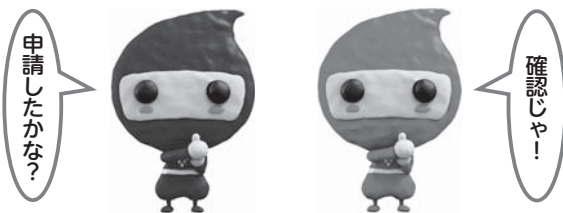


講習会の参加者には、自転車用ヘルメットと反射材付マフラータオルを進呈します。ヘルメットのサイズはM(56～59cm)またはL(59～62cm)です。

高齢者自転車安全講習会
 たくさんの人に受けていただきたいので、一度受講した人は、応募できません。
日時 10月27日(金)
 午後3時～4時
場所 レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター多目的室
対象 65歳以上の市内在住者
定員 100人(先着順)
申込・問合せ先 10月10日(火)～12日(木)に電話で道路公園課へ
 ※受講無料。本人以外の代理申請は2人以内

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお済みですか?

～申請期限が迫っています～



支給対象と思われる人には、4月末に申請書を送付しています。

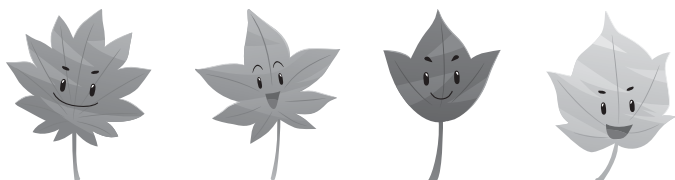
申請方法 郵送または市役所1階特設会場で受付
申請期限 10月30日(月)(当日消印有効)
 ※期限までに申請がない場合、給付金を支給できませんのでご注意ください。
担当課 障害福祉総務課
問い合わせ専用電話 ☎0570-666-371 Fax463-8600
 ※対象者など、詳しくは広報4月号をご覧ください。

共同浴場の指定管理者募集

次の2施設の次期(平成30年4月1日から5年間)指定管理者を募集します。

施設名	現地説明会
鶴原共同浴場(扇湯) 鶴原1091-1	10月13日(金) 午前10時～11時
樫井共同浴場(旭湯) 南中樫井550-1	10月13日(金) 午後2時～3時

おもな業務
 共同浴場の運営、施設の維持管理ほか
募集要項配布期間
 10月2日(月)～10日(火)(土・日曜日、祝日を除く)
応募書類の受付・問合せ先
 10月24日(火)～27日(金) 午前9時～午後5時に障害福祉総務課へ持参
 ※応募資格など、詳しくは募集要項をご覧ください。
 募集要項はホームページからダウンロードもできます。



コミュニティバスの時刻表が変わりました

いつもコミュニティバスをご利用いただき、ありがとうございます。
 10月2日(月)より、全路線において時刻表が変わりました。利用者みなさんには、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、利用の際は、新しい時刻表の確認をお願いいたします。新しい時刻表は、市役所などで配布していますのでご利用ください。
問合せ先 道路公園課

社会福祉センターが移転します

社会福祉センターは、中庄(旧 保健センター)へ移転します。なお、電話番号・FAX番号に変更はありません。
 入浴サービスは、10月27日(金)まで行います。
移転日 10月23日(月)
移転先 中庄1102
問合せ先 社会福祉センター
 (☎464-2563 Fax462-5400)

社会福祉協議会事務所も移転します

社会福祉センター移転に伴い、10月23日(月)より、社会福祉協議会の各事業(心配ごと相談所、ボランティアセンター、生活福祉資金貸付相談、地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど)を新社会福祉センター(中庄1102)で実施しますので、よろしく申し上げます。
問合せ先 泉佐野市社会福祉協議会
 (☎464-2259 Fax462-5400)

【お詫び】

広報9月号8ページ「コミュニティバスの時刻表が変わります」の記事で、10月2日(月)から現在の「社会福祉センター」は「上町1丁目」へ、「保健センター」は「社会福祉センター」へとバス停の名称が変更となる旨を案内しましたが、諸般の事情により社会福祉センターの移転日が変更となりましたので、10月22日(日)まで、社会福祉センター所在地と、バス停名、バスでの案内が実態と合わない状況が生じます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしく申し上げます。また、誤解を招く記載となりましたことについて、お詫びします。
問合せ先 高齢介護課

PCBが含まれた電気機器などはありませんか？

～PCBは処分期間内に処理しなければなりません～

事務所や自宅などで、PCBが含まれた電気機器（変圧器、コンデンサー、業務用の照明安定器）などを保管・使用していませんか？事業所の電気室、キュービクル、倉庫などの点検をお願いします。PCBを含む電気機器などは、処分期間内（高濃度：平成32年度末まで、低濃度：平成38年度末まで）に処理が必要です。確認方法や届出などの詳細は、問い合わせてください。

問合先 府事業所指導課
☎06・6210・6588



公園墓地 永代使用者募集

所在地 檀波羅公園墓地

（中庄1231番地）

募集区画 10区画

（1区画：2.25㎡）

永代使用料 98万円

抽選日 11月12日（日）午前10時～

市役所5階理事者控室

※申込者が募集区画数を超えない場合でも、場所の抽選を行います。

※申込者が募集区画数を超えない場合でも、必ず参加してください。

申込・問合先 「泉佐野市公園墓地使用申込みのしおり」を入手し、10月4日（水）～20日（金）（土・日曜日、祝日除く）に、所定の用紙に必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて環境衛生課へ

※しおり・募集区画地図は環境衛生課にあります。また、しおりはホームページ（<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakukai/seikatsukankyo/menu/bochi/1440142590696.html>）からダウンロードできます。

野外焼却（野焼き）は禁止です

禁止です

野外焼却の煙による悪臭などの苦情が数多く寄せられています。法律では、次の場合を除き廃棄物の焼却が禁止されています。みなさんのご協力をお願いします。

【例外的に認められる場合】

●震災や風水害などの災害の予防・応急対策または復旧のために必要

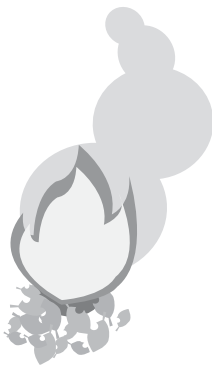
●風俗習慣上または宗教上の行事に必要

●農業や林業、漁業を営むためにやむを得ない

●たき火など日常生活を営むうえで通常行われる草木などの焼却で、周辺地域の生活環境への影響が軽微

周辺への影響によっては行政指導の対象となります。認められた野外焼却でもできるだけ少量にとどめ、風向き・時間帯などに十分配慮してください。

問合先 環境衛生課



高齢者世帯の水道基本料金の減免制度

水道基本料金の減免制度

65歳以上の人だけで構成される高齢者世帯は、水道基本料金の減免を受けられる場合があります。（所得制限あり）

申請・問合先 高齢介護課

※詳しくは問い合わせてください。

後期高齢者医療制度

ジェネリック医薬品を

利用してみませんか？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に販売される医薬品で、同等の効き目があると国に認められた医薬品です。先発医薬品に比べると、薬の価格が安くなり、自己負担も軽減されます。

ジェネリック医薬品に切り替えるには、医師や薬剤師に相談してください。短期間だけ切り替える「お試し調剤」から始めることもできます。

【切り替え時の注意】

●先発医薬品と色や大きさ、形などが異なることがあります。
●すべての薬にジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。変更できない場合があります。

●薬局によっては取り扱っていないジェネリック医薬品もあります。

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06・4790・2031 Fax 06・4790・2030



国民年金
より多くの年金を受けたい人は、ぜひご利用ください

【付加年金】

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者が、定額保険料（月額16,490円）に付加保険料（月額400円）を上乗せして納付すると、次の計算による額が付加年金として老齢基礎年金に加算されます。
●付加年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

たとえば10年間付加保険料を納めると…

200円×12カ月×10年＝
年額24,000円が加算

必要なもの 年金手帳

申込・問合せ先 国保年金課

【国民年金基金】

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せして給付する公的な個人年金制度です。

対象 国民年金第1号被保険者で、定額保険料を納付している人
※60歳以上65歳未満の人、海外居住されていて国民年金に任意加入している人も加入できます。
掛け金 加入時の年齢や性別によつて変わります。納めた掛け金は全額、国民年金保険料と同様に、社会保険料控除の対象になります。

申込・問合せ先 大阪府国民年金基金 ☎0120・65・4192

※付加年金も国民年金基金も保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けている期間は加入できません。また、両方同時に加入することもできません。

本市と特産品協定を締結している徳島県阿南市について紹介します。 **問合せ** 農林水産課



▲昨年11月7日、阿南市役所において岩浅嘉仁阿南市長（右）と特産品相互取扱協定を締結



特産品相互取扱協定 自治体紹介⑩
～徳島県阿南市～

- 面積：279.25km²
- 人口：74,423人・30,780世帯（平成29年8月末現在）
- 市の花：ひまわり ●市の木：梅

阿南市は、昭和33年5月1日に那賀郡富岡町と橘町が合併により市制施行し、平成18年3月20日那賀郡那賀川町、羽ノ浦町を編入しました。

四国の最東端に位置し、美しい海や緑豊かな山、四季折々の山海の幸に恵まれた自然豊かなまちであり、一方では臨海部に工業地帯がある地域が持つ豊かな自然と程よく調和した産業都市です。特産品は、はも、わかめ、あわび、たけのこ、しいたけ、柚子など海の幸、山の幸に恵まれています。

現在、世界に冠たるLEDの地場企業を有するまちとして、また、アマチュア野球チームが多いこともあり、「光」と「野球」をキーワードとしたまちづくりにも取り組んでいます。この阿南市で作られたLEDが本市で毎年12月に泉佐野駅前を色鮮やかに彩っています。



阿南市の特産品



アニサキス食中毒に ご用心!

アニサキスとは、半透明の白色、体長が約2〜3cmの糸状の寄生虫であり、肉眼でも見えます。サバ、サンマ、イカ、タラなどの魚介類の内臓に、ごく自然に渦巻き状の形で寄生し、一部は内臓から身部分に移行します。魚介類を生で喫食することで発症し、食後3〜6時間ぐらいに胃の不快感が現れ、激しい腹痛などの症状が現れます。

【アニサキス食中毒を防ぐためのポイント】

- 加熱またはマイナス20℃で48時間以上の冷凍を行うと死滅します。
- ※ 酢、醤油、ワサビなどでアニサキスは死滅しません! 自家製のしめサバを原因とする食中毒が多発しています。
- 買い物の際は鮮度の良い魚介類を選び、丸魚などを購入した場合、速やかに内臓を取り除きましょ。
- 魚介類を生で喫食する場合は、「刺身用」または「生食用」と表示されているものを購入しましょう。

問合せ先 泉佐野保健所

(☎464・9688)

毒キノコによる食中毒に 注意しましょう!

秋になると、野山を散策する機会が多くなります。キノコ狩りなどで食中毒を起こさないように、次のことに注意してください。

- 確実に鑑定された食用キノコ以外は絶対に採って食べない
- 食用かどうか自分で判断しない
- 見慣れないキノコは絶対に食べない

【府内で発生したキノコによる食中毒事例】

- 府内の公園で採取したオオシロカラカサタケを調理して喫食。喫食後2時間ほどで嘔吐、下痢などをした。
- 友人と府内の山中にハイキングに行き、採取したキノコ(ニセクロハツと推定)を食用と判断し、てんぷらにして食べ、キノコ中毒による多臓器不全のため亡くなった。

問合せ先 泉佐野保健所

(☎464・9688)



国民健康保険

問合せ先 国保年金課

国民健康保険証の更新

新しい保険証を送付します。現在交付している保険証(薄い橙色)は11月1日以降使用できません。

新しい保険証(薄い緑色)を10月下旬に簡易書留郵便で送付します。届き次第、新しい保険証を使用していただき、古い保険証は破棄してください。

●75歳になる人

11月1日以降に75歳になる人は、保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日となっています。それ以降は後期高齢者医療制度の対象となるため、新たに後期高齢者医療制度の保険証を75歳になる前に郵送します。

●外国籍の人

来年の10月31日までに在留期間の満了を迎える外国籍の人は、保険証の有効期限が在留期間の満了日までとなります。在留期間を延長した場合は、保険証の更新手続きが必要で



保険料の納付はお済みですか? 10月31日(火)は 第5期分の納期限です

保険料を未納のままにしておくと、保険証の有効期限が短くなるほか、資格証明書の交付となる場合があります。また、納期限までに納めた人との公平性を保つため、滞納している人の財産(不動産・預貯金・給料など)を調査し、差し押さえることもあります。納付が困難な事情がある場合は、相談してください。

【口座振替をご利用ください】

国民健康保険料を年金から差し引いて納付される人以外は、原則、口座振替での納付をお願いします。口座振替は一度の登録手続きで納期ごとに自動的に引き落としされるため、納めに行く手間も省けます。

また、保険料の還付が発生した場合には、口座への振込で還付しますので、還付のたびに申請していただく必要ありません。現在、納付書で納付されている人は、便利で納め忘れのない口座振替の手続きをしていただき、口座振替の推進にご協力をお願いします。

※国保年金課窓口では、専用端末にキャッシュカードを通し暗

証番号を入力することで、口座振替の手続きができますので、ご利用ください。(大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く。また、一部取り扱いできないカードもあります。詳しくは問い合わせてください。)



国民健康保険料・ 後期高齢者医療保険料 夜間の納付相談と窓口納付

月に1度、夜間相談窓口を開設しています。保険料の納付や国民健康保険の加入(他の健康保険からの切替)・資格喪失手続きもできます。

日時 毎月第3木曜日(祝日除く)
午後5時30分~8時
場所・問合せ先 国保年金課

